

南光台東エンジョイ倶楽部会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この倶楽部は南光台東エンジョイ倶楽部(以下「本倶楽部」という)と呼称する。

(所在地)

第2条 本倶楽部の所在地は、事務局長宅とする。

(活動拠点及び主要施設)

第3条 本倶楽部の活動は、南光台東コミュニティーセンター、南光台東学区内の小中学校体育施設等を活動拠点とし、学区内の集会所を含む施設等を主要施設とする。

(目 的)

第4条 本倶楽部は、学区内の地域住民が一体となり、ふれあいによるコミュニティを構築し、スポーツ並びにその他の活動を通して、青少年の健全育成や高齢者の生きがいづくりを推進し、地域の活性化と住民相互の親睦を深め、心身共に元気で健康な「南光台東のまちづくり」の実現に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 本倶楽部は、前条の目的の達成に向け、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ教室、文化活動及びイベントの開催
- (2) 健康、体力の保持、増進に関する事業
- (3) 各種研修会の開催
- (4) 他団体との交流会
- (5) その他、本倶楽部の目的を達成するために必要と認める事業

第2章 組 織

(組 織)

第6条 本倶楽部は、本倶楽部の趣旨に賛同する会員により組織する。

2 会員の登録に関する事項は別に定める。(細則)

3 理事は、各町内会、各種団体、東小学校・東中学校、PTAの各代表者1名、スポーツ推進員3名並びに会長委嘱若干名とする。

(役 員)

第7条 本倶楽部には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事業部長 1名
- (5) 広報部長 1名
- (6) 理事 若干名
- (7) 監事 2名
- (8) 本倶楽部に、顧問、参与を置くことが出来る。

(役員職務)

第8条 会長は、本倶楽部を代表し、運営を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を執行できないときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、倶楽部の運営及び予算を調整し会務に当たる。
- 4 事業部長は、事業部会を組織し、本倶楽部の事業を執行する。
- 5 広報部長は、広報部会を組織し、倶楽部の広報、会員の募集に努める。
- 5 監事は、本倶楽部の会計及び事業に関する事項を監査する。

(役員選出及び任期)

第9条 すべての役員は総会において選出される。

- 2 役員任期は、2年とする。但し再任は妨げない。欠員が生じた場合は、必要に応じて事務局会議で選出し、前任者の残任期間とする。

(役員等の謝金等)

第10条 役員等の旅費、謝金については別に定める。

第3章 会 議

(会議の種類)

第11条 本倶楽部には、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 専門部会
- (4) 事務局会議
- (5) その他、会長が必要と認めた会議

(総 会)

第12条 総会は、第7条に規定する役員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長は出席者の中から選出する。
- 3 総会は、役員2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 本倶楽部の規約の制定及び改廃に関する事。
 - (2) 本倶楽部の事業計画並びに予算・決算に関する事。
 - (3) 運営委員会への委任に関する事。
 - (4) その他、本倶楽部の運営に関する重要事項。
- 5 総会の議事は出席者の過半数で決し、同数の場合は議長が決する。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

- 2 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長を務める。
- 3 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 総会から委任された事項
 - (2) 会長が本倶楽部の運営に必要なと認める事項。

(専門部会)

第14条 運営委員会は、次の部会を設置する。

(1) 事業部会

(2) 広報部会

2 事業部長は、事業部会を組織し、本倶楽部の事業を執行する。

3 広報部長は、広報部会を組織し、倶楽部の広報、会員の募集に努める。

(事務局会議)

第15条 事務局会議は、会長、副会長、事務局、クラブマネージャー、サブマネージャー、事業部長、広報部長、会計及び庶務で構成する。

2 事務局会議は、毎月開催し、会長が召集する。

第4章 事務局

(事務局)

第16条 本倶楽部の事務局を、事務局長宅に置く。

2 事務局に次の事務局員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) クラブマネージャー 1名

(3) サブマネージャー 1名

(4) 会計 1名

(5) 庶務 若干名

3 事務局は、本倶楽部の事業、財務を調整し、本倶楽部を運営する。

4 会計は、会費その他の金銭収入と運営に関する金銭の収支を管理する。

5 事務局員の任期は、役員に準じる。

第5章 会 員

(会 員)

第17条 本倶楽部の会員は、南光台東学区及び、周辺地域に居住し、本倶楽部の目的を理解する者とし、本倶楽部の定める登録等を行うものとする。

2. 会員は、倶楽部の定める規定等を遵守し、指導者等の指示に従って活動するものとする。

第6章 会 計

(経 費)

第18条 本倶楽部の経費は、会費、参加費、賛助金、その他の収入をもって充てる。

2 本倶楽部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(但し、設立初年度は設立の日からとする。)

3 決算は、会計年度毎に監査を受け、総会において承認を受ける。

第7章 事故の責任

(事故の責任)

第19条 会員は、倶楽部の活動に際して、施設の管理責任者及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起きた場合は、倶楽部及び指導者等に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第21条 会員は、スポーツ保険に加入しなければならない。倶楽部の活動中の傷害については、スポーツ保険の対象の範囲内でのみ対応するものとする。

細 則

1. 登録料は、一人1,000円とする。
2. 会費の納入については、年払いとする。

年会費	小学生未満	0円
	小、中学生	3,000円
	高校生・一般	8,000円
	ファミリー会員	11,000円 (一世帯は何人でも可)
3. 各教室については、そのつど参加費を200円とする。
4. 途中退会にあたっては、登録料及び会費は返金しないものとする。

附 則

本会則は、総会の議決がなければ、変更することができない。
本会則は、平成19年 3月25日から施行する。

平成21年4月26日 一部改正
平成22年4月25日 一部改正
平成29年4月27日 一部改正

スポーツや文化活動を通して地域の皆さんが週に1度は集い、楽しみながら「エンジョイ」できる倶楽部を目指しています。